



知的財産について

国立研究開発法人
日本医療研究開発機構
知的財産部

1. 知財様式の提出について

委託事業と補助事業の違い

	委託事業	補助事業
事業主体	AMED	補助事業者
事業実施者	受託者	補助事業者
取得資産の帰属	AMED 但し、受託者が大学等の場合 は受託者に帰属	補助事業者
知的財産権の帰属	受託者 産業技術力強化法19条 の適用により、受託者に 帰属させることができる	補助事業者

日本版バイ・ドール条項と発明等の報告義務

産業技術力強化法 19条（日本版バイ・ドール条項）の概要

技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国の委託研究開発又は請負ソフトウェア開発の成果に係る特許権等について、次に示す条件を受託者が約する場合には、受託者から譲り受けないことができる。

- 1 発明等研究成果の遅滞ない報告
- 2 公共の利益のための国への無償のライセンス
- 3 相当期間活用されていない場合の第三者へのライセンス許諾
- 4 特許権等移転、専用実施権設定等の事前承認



特許権等を受託者に帰属させるには、創出された発明等やその権利状況を遅滞なく委託者（AMED）に報告すること等が条件

※国立試験研究機関等における、医療研究開発推進事業費補助金による補助事業では、補助事業ではあるが、バイ・ドール報告を提出する義務を課している。

AMED委託研究開発契約書

(知的財産権の帰属)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。

(1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第10条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。

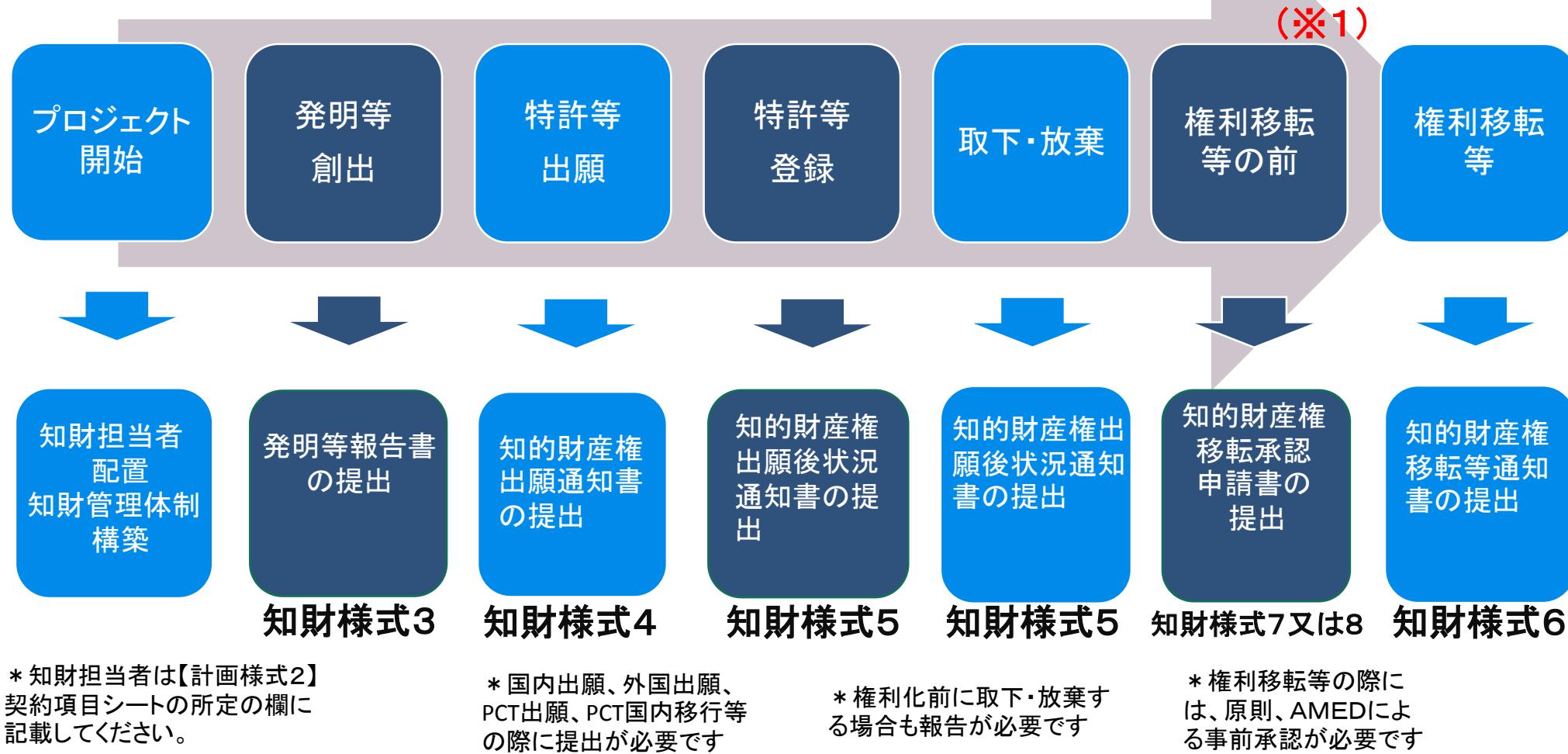
(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法16条の2の趣旨を尊重するものとする。

(4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとすることは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合（以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。）は、この限りではない。

(以下、省略)

AMEDへの発明等報告のタイミング



(※1)権利移転等を行おうとするタイミングによって、知財様式7又は8の提出タイミングが変わります。
例えば、特許出願前に特許を受ける権利の移転を行おうとする場合は、知財様式7の提出は、知財様式4の提出前となります。

AMEDへの発明等報告のタイミング

通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
発明等報告書 【知財様式3】	バイ・ドール報告 受付システム	発明等創出後、遅滞なく
知的財産権出願通知書 【知財様式4】	バイ・ドール報告 受付システム	出願・申請の日から60日以内
知的財産権出願後状況通知書 【知財様式5】	バイ・ドール報告 受付システム	設定登録等を受けた日から60日以内。 取下・放棄については、その手続を行う1ヶ月以上前。
知的財産権移転等通知書 【知財様式6】	電子メール	当該移転等をした日から60日以内

電子メール送付先 : medicalip@amed.go.jp

知的財産権の移転、専用実施権の設定等の事前承認

**知的財産権を受託者から第三者（発明者も含む）に移転する場合は
AMEDによる事前承認が必要です。**

* 合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第8条第1項第4号ア～ウに該当する移転等は、事前承認の対象から除かれます。

申請条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
知的財産権 (特許を受ける権利等) の移転を行うとき	知的財産権移転承認申請書 【知財様式7】 * 2	郵送	移転前に申請 * 1
専用実施権等の設定又は 移転の承諾をするとき * 3	専用実施権等設定・移転承諾 承認申請書 【知財様式8】 * 2	郵送	設定・移転承諾前に 申請 * 1

* 1 知的財産権の移転等の契約を締結する前に、AMED知的財産部に必ずご相談ください。

* 2 記載事項、添付書類の詳細は、各知財様式の説明を参照

* 3 出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。

郵送先：AMED知的財産部

「バイ・ドール報告受付システム」について

- ・知財様式3～5を、AMED知財部に提出するためのWebシステムで、2019年4月から運用を開始します。
- ・2019年4月～5月にかけて、東京、大阪、福岡で説明会を開催予定。
- ・「バイ・ドール報告受付システム」の説明会等の情報は、HP上で告知すると同時にメールマガジンでも周知します。
- ・知財様式7等、知財様式3～5以外の知財様式の提出方法は従来通りです。
- ・従来のPrimeDriveによる提出は2019年7月までとさせていただきます。

URL: <https://www.bayh-dole.ip.amed.go.jp/>

新システム・従来法
併用期間

		FY2018		FY2019					
		Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep
知財様式3～5	新システム			(Red arrow)					
	従来法 PrimeDrive 電子メール			(Yellow arrow)					
その他 (知財様式7等)			(Blue arrow)						

バイ・ドール報告受付
AMED

ログイン

ユーザID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた場合はこちら

(開発中の画面)



2. AMED知的財産部による 研究成果活用に向けた支援

AMED知的財産部の支援活動の紹介

1. 医療分野の知財コンサルテーション

- ・AMED研究成果の活用・導出に向け、知財戦略や導出戦略に関する相談を実施。
- ・日本全国に常駐するAMED知財リエゾンにより、地方においても早期にコンサルテーションを可能とする体制を構築。

2. 補足調査支援

- ・研究機関の希望に応じて、AMEDプロジェクトに関連する課題や成果について、活用戦略策定のための補足的な先行文献調査、ライセンス可能性調査等を実施

3. シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMEDぷらっと®」

- ・大学等のシーズと企業のニーズの、早期段階でのマッチングを支援するための非公開情報ネットワークシステム「AMEDぷらっと®」を構築。

4. 展示会、商談会、シーズ発表会への出展等支援

- ・国内外のマッチング展示会、商談会、シーズ発表会への出展を行い、早期実用化に向けた研究成果の産学マッチングを支援

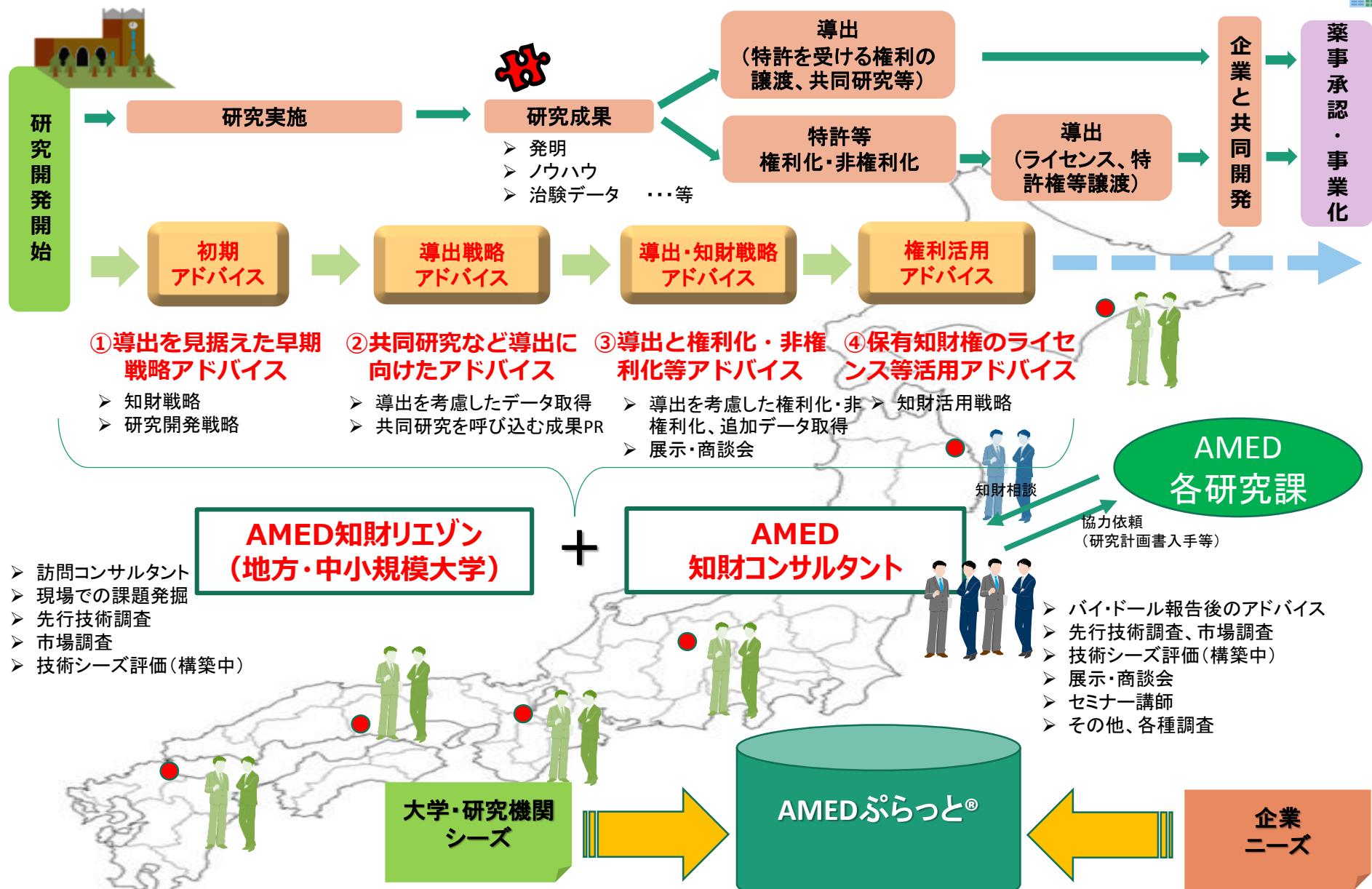
5. 国内外の研究開発情報の収集・分析

- ・医療分野における特許・技術動向調査、知財戦略に関する調査等を行い、AMEDホームページやセミナー等を通じて調査結果を公表

6. 知財の普及啓発

- ・講師派遣、知財教材の提供、研修セミナー等を通じて、大学等における知財人材育成、導出に向けた実務能力向上等を支援

AMED知的財産部による研究成果活用に向けた支援体制



医療分野の知財コンサルテーション（知財コンサルタントによる支援）

Medical IP Desk（知財マネジメント支援 総合相談窓口）

医療分野の知的財産の保護や活用等に関する相談に、医療分野の知財コンサルタント（AMED知的財産部に常駐）が、研究成果の実用化を見据えながら、具体的な解決策を無料でアドバイス。電話又はメールにて予約。内容に応じて面談も行います。

電話：03-6870-2237

メール：medicalip@amed.go.jp

場所：日本医療研究開発機構 知的財産部内

（東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル23F）

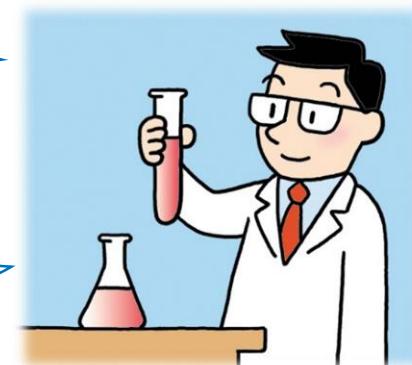


相談例 1

細胞増殖を抑制する物質Aを発見した。実用化に向けライセンスアウトを目指すには、今後どのような実験データを取得したうえで特許出願するのがよいか。

相談例 2

標的臓器に核酸医薬を選択的にデリバリーする技術を開発した。特許の書類をどのような内容にすれば、様々な疾患用の核酸医薬をカバーする強い権利を取得できるか。



※「バイ・ドール報告受付システム」を介して、知財様式3もしくは知財様式4を提出していただく際に、AMED知財相談（Medical IP Desk）における支援希望をご入力いただくことができます。

ご清聴ありがとうございました

知財様式等に関するご質問がございます方、
各種支援や講師派遣を御希望される方は、
AMED Medical IP Desk（知財相談窓口）

電話：03-6870-2237 又は
メール：medicalip@amed.go.jp
までご連絡ください。